# 令和4年9月からの利用者負担額(保育料)について(ご案内)

保護者各位

砺波市教育委員会教育長

令和4年9月からの利用者負担額(保育料)は、原則保護者の方の今年度分(令和4年度分)の市町村民税所得割課税額の合計額により決定します。

#### 利用者負担額の算定基礎となる市町村民税所得割課税額について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和	令和3年度市町村民税所得割課税額				令和4年度市町村民税所得割課税額							

<sup>※</sup>市町村民税所得割課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額に なります。

## ■利用者負担額について

裏面の「利用者負担額徴収基準額表」のとおりです。子育て世代の一層の支援を図ることを 目的に、保護者の方の所得に関わらず第3子以降の利用者負担額を無料とするほか、以下のよ うな軽減措置を行っています。

## 利用者負担額の軽減措置について

市町村民税非課税世帯	無	料		
要保護世帯等で市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の場合	無	料		
●第1子の児童の場合				
市町村民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の場合	半	額		
●第2子の児童の場合				
生計を同一にする世帯から2人以上の児童が同時入所の場合	半	額		
市町村民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の場合	無	料		
●第3子以降				
第3子以降	無	料		

※同時入所は、認定こども園や幼稚園、児童発達支援事業所等に入所(園)の場合も同様に取扱いします。

#### ■保育料の納付について

毎月25日(25日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に指定された口座から振替します。万一、振替日に残高不足等により口座振替が出来ない場合は、翌月15日(15日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に再度振替します。

保育料以外の諸費については、各施設において指定された方法により徴収します。

担当:こども課保育幼稚園係 TEL 0763-33-1596